

新斎場における関係住民の利用料無料化を求める意見書について

本市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和4年11月9日 提出

提出者	周南市議会議員	小	林	雄	二
		青	木	義	雄
		魚	永	智	行
		尾	崎	隆	則
		島	津	幸	男
		田	中		昭
		友	田	秀	明
		中	村	富美子	
		長	嶺	敏	昭
		福	田	文	治
		古	谷	幸	男
		細	田	憲	司
		渡	辺	君	枝

(別紙)

新斎場における関係住民の利用料無料化を求める意見書

周南地区衛生施設組合におかれては、現在、新斎場の建設を進められている。

周南市議会予算決算委員会では、令和3年度決算審査において、「令和3年度の斎場利用状況は、新南陽斎場で619件、鹿野斎場で49件、御屋敷山斎場で1,309件となっている。御屋敷山斎場の管理負担金は、旧徳山地域、旧熊毛地域、下松市、光市の人口割となっているが、このままの状態の一部事務組合構成団体が有料化となれば、本市にとって大変な問題を抱えることとなる。新南陽斎場と鹿野斎場の無料化は今後も継続されたい。」との意見を全会一致で付すことと決定しているところである。

本市においては、旧新南陽地域と旧鹿野地域の斎場は市直営で運営しており、火葬施設等の使用は無料となっている。このため、新斎場において関係する住民の使用料が有料化されると、同一市内において使用料有料の地域と無料の地域がある1市2制度となり、市民間に大きな不公平が生じる。

以上のことから、新斎場の供用開始後においても、現状の御屋敷山斎場と同様、関係住民の使用料は無料化を継続することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年11月9日

山口県 周南市議会